

# 独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程

平成 15 年 10 月 1 日 独信基(101)平成 15 年第 35 号 制定  
最終変更 令和 6 年 12 月 27 日 独信基 210 令和 6 年度第 221 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人農林漁業信用基金の職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類及び支払)

第 2 条 職員の給与は、本俸及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 本俸

(2) 諸手当

- ア 扶養手当
- イ 一般職職務手当
- ウ スタッフ職職務手当
- エ 特別都市手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 時間外勤務手当
- ク 一般職期末手当
- ケ スタッフ職期末手当
- コ 一般職勤勉手当
- サ スタッフ職勤勉手当
- シ 在宅勤務等手当

2 独立行政法人農林漁業信用基金就業規則（以下「就業規則」という。）第 52 条の 2 の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給与は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 本俸

(2) 諸手当

- ア 特別都市手当
- イ 通勤手当
- ウ 時間外勤務手当
- エ 一般職期末手当
- オ 一般職勤勉手当
- カ 在宅勤務等手当

3 給与は、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現

金で支払う。

(給与の端数計算)

第3条 給与の端数計算は次のとおりとする。

- (1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算する。ただし、1時間あたりの算定給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
- (2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算する。

(本俸の決定)

第4条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき勤務成績、能力、業務経歴等を考慮して決定するものとする。

(本俸の月額)

第5条 職員の本俸の月額は、一般職月額表(別表第一)及びスタッフ職月額表(別表第二)(以下「本俸月額表」という。)の定めるところによる。

- 2 一般職月額表は、スタッフ職の職員以外の職員に適用する。
- 3 スタッフ職月額表は、スタッフ職の職員に適用する。
- 4 再雇用職員の本俸の月額は、一般職月額表(別表第一)の再雇用職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。
- 5 就業規則第22条の2第3項に規定する再雇用職員(短時間勤務に限る。)の本俸の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による本俸の月額に、就業規則第22条の2第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第2項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(本俸月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(初任給の基準)

第6条 新たに採用した職員の本俸は、学歴により次のとおりとする。ただし、学校卒業後1年以上を経過した者の初任本俸は、学歴のほか職歴、年齢及び経験を勘案する。

- (1) 大学を新たに卒業した者 5等級1号
  - (2) 短期大学を新たに卒業した者 6等級3号
  - (3) 高等学校を新たに卒業した者 6等級1号
  - (4) 前3号以外の学校を卒業した者 理事長が定める等級号俸
- 2 新たに採用した職員の勤務成績を考査するための試用期間(6月)においては、前項の規定にかかわらず、その者につき暫定的に本俸を定めることができる。

(一般職月額表の適用を受ける職員の昇給昇格)

第7条 一般職月額表の適用を受ける職員（以下「一般職職員」という。）の昇給は、別途理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（職務の等級が2等級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 第1項から前項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に理事長が定める。
- 6 上位等級への昇格は、別に定める選考基準によって行う。

（スタッフ職月額表の適用を受ける職員の昇給昇格）

第8条 スタッフ職月額表の適用を受ける職員（以下、「スタッフ職職員」という。）の昇給は、別途理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 4 第1項から前項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に理事長が定める。
- 5 上位等級への昇格は、別に定める選考基準によって行う。

（給与の支給日及び支給方法）

第9条 職員の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月1回、その月の16日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、その日が週休日（就業規則第22条の2第1項に規定する日をいう。以下同じ。）又は休日（就業規則第24条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が週休日又は休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇給又は昇格等により本俸額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで本俸を支給する。

- 4 職員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の本俸の全額を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により本俸を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 6 第1項の支給日に支給する給与は、当月分の本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び在宅勤務等手当並びに前月分の時間外勤務手当とする。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業者その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者及び年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。)とする。

(1) 配偶者

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(総括調整役及び1等級の職にある職員(以下、次条までにおいて「1等級職員等」という。)にあつては、3,500円)とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を別紙の扶養親族届により理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある1等級職員等が1等級職員等以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で1等級職員等以外のものが1等級職員等となった場合
  - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 4 扶養手当の支給方法については、第9条第1項の規定を準用する。

（一般職職務手当）

第12条 一般職職務手当は、次の各号の一に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める月額を支給する。

- (1) 総括調整役にある職員 110,000円
- (2) 参事、部長及び室長にある職員 100,000円
- (3) 考査役にある職員 95,000円
- (4) 課長にある職員 90,000円
- (5) (削除)
- (6) (削除)
- (7) 課長補佐及び室長補佐にある職員（理事長が特に認めた職員に限る。） 33,300円

- (8) 課長補佐及び室長補佐にある職員（理事長が別に定める要件を満たしている職員に限る。） 28,500 円
- 2 一般職職務手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第18条の規定は、第1項第1号から第6号に規定する職員には適用しない。
- 4 第1項に掲げる職員が、月の1日から末日までの全期間にわたって次の各号の一に該当する場合には、その月については職務手当を支給しない。
- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

（スタッフ職職務手当）

- 第13条 スタッフ職職務手当の月額、スタッフ職職員でその職務の等級が1等級である職員に本俸の月額及び扶養手当の合計額に100分の10を乗じて得た額を支給する。
- 2 スタッフ職職員職務手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第18条の規定は、スタッフ職職員の1等級及び2等級の職員には適用しない。
- 4 第1項に掲げる職員が、月の1日から末日までの全期間にわたって次の各号の一に該当する場合には、その月については職務手当を支給しない。
- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上の負傷又は疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

（特別都市手当）

- 第14条 特別都市手当は、東京都特別区に在勤する職員に支給する。
- 2 特別都市手当の月額は、本俸、扶養手当及び一般職職務手当の月額又はスタッフ職職務手当の月額の合計額に100分の14を乗じて得た額とする。
- 3 特別都市手当の支給方法については、第9条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。

（住居手当）

- 第15条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。
- 2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除

した額

イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円) を 11,000 円に加算した額

- 3 住居手当の支給については、第 9 条第 1 項の規定を準用する。

(支給の始期及び終期)

第 16 条 住居手当の支給は、職員に新たに前条第 1 項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、住居手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)、住居手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、その届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 前条及び前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の用具で理事長の定めるもの (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩によ

り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ただし、第23条の2の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、再雇用職員又は独立行政法人農林漁業信用基金育児休業規程(以下「育児休業規程」という。)第13条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)のうち、支給単位期間における1箇月当たりの平均通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に掲げる額(1箇月当たり

の運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）等の適用を受けていた者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和 29 年法律第 141 号。以下「給与特例法」という。）の適用を受けていた者、又は地方公務員であった者で、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）の要請に応じ引き続き職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が、理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）の通勤手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当

の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第 18 条 週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、再雇用職員(短時間勤務に限る。)又は育児短時間勤務職員が、週休日又は休日以外の日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 30 分に達するまでの間の勤務にあつては、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 週休日又は休日において勤務することを命ぜられた職員には、週休日又は休日において勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、100 分の 135 (その勤務が午後 10 時から翌日の 5 時までの間である場合は、100 分の 160) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 号及び前号の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 19 条 第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本俸の月額及び一般職職務手当又はスタッフ職職務手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(一般職期末手当)

第 20 条 一般職期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 23 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、6 月 30 日及び 12 月 10 日 (これらの日が週休日又は休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が週休日又は休日に当たるときは、更に繰り上げた日。以下この条から第 23 条まで及び附則第 1 項第 4 号から第 7 号までにおいてこれらの日を「支給日」という。) にそれぞれ支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員 (理事長が別に定

める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 一般職期末手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。)において受けるべき本俸の月額(育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を、その者の1週間当たりの勤務時間を常勤職員の通常の1週間当たりの勤務時間である37時間30分で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額(この合計額に総括調整役、参事、部長、室長及び考査役の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長の職にある職員にあっては本俸の月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「一般職期末手当基礎額」という。)に、別表第三に定める、職務の等級が2等級以上である職員(以下「特定幹部職員」という。)、特定幹部職員以外の職員及び再雇用職員ごとに国家公務員の例に準じて定める期末手当支給割合(以下「別表第三に定める期末支給割合」という。)を乗じて得た額に、別表第四に定める、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める期末手当支給期間割合(以下「別表第四に定める期末手当支給期間割合」という。)を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額(育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の一般職期末手当基礎額とする。
  - (1) 総括調整役及び1等級の職にある職員 100分の20
  - (2) 2等級の職にある職員及び3等級の職にある職員 100分の15
  - (3) 4等級の室長補佐又は課長補佐の職にある職員 100分の10
  - (4) 4等級の職にある職員(前号に掲げる職員を除く。) 100分の5
- 4 国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者については、その者が国等に在籍していた期間は、第2項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。
- 5 職員が基準日前1箇月以内に国等の要請に応じ独立行政法人農林漁業信用基金を退職し、引き続き国等の職員となった場合にあっては、一般職期末手当は支給しない。
- 6 一般職期末手当の支給に関し必要な事項及び再雇用職員の一般職期末手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(スタッフ職期末手当)

第21条 スタッフ職期末手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 スタッフ職期末手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（以下「スタッフ職期末手当基礎額」という。）に、別表第三に定める期末手当支給割合を乗じて得た額に、別表第四に定める期末手当支給期間割合を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項のスタッフ職期末手当基礎額とする。
  - (1) 1 等級及び 2 等級の職にある職員 100 分の 20
  - (2) 3 等級の職にある職員 100 分の 15
- 4 国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者については、その者が国等に在籍していた期間は、第 2 項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。
- 5 職員が基準日前 1 箇月以内に国等の要請に応じ独立行政法人農林漁業信用基金を退職し、引き続き国等の職員となった場合にあっては、スタッフ職期末手当は支給しない。
- 6 スタッフ職期末手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

（一般職勤勉手当）

- 第 22 条 一般職勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 一般職勤勉手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（この合計額に総括調整役、参事、部長、室長及び考査役の職にある職員にあっては本俸の月額に 100 分の 23 を乗じて得た額を加算した額、課長の職にある職員にあっては本俸の月額に 100 分の 14 を乗じて得た額を加算した額。以下「一般職勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準（以下「一般職勤勉手当期別支給割合」という。）により計算した額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合（以下「一般職勤勉手当支給期間割合」という。）を乗じて得た額とする。
  - 3 第 20 条第 3 項各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額（育児短

時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額) 及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項の一般職勤勉手当基礎額とする。

- 4 第 20 条第 4 項及び第 5 項の規定は、一般職勤勉手当の支給について準用する。
- 5 一般職勤勉手当の支給に関し必要な事項及び再雇用職員の一般職勤勉手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(スタッフ職勤勉手当)

第 23 条 スタッフ職員勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日にそれぞれ支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 スタッフ職勤勉手当の額は、職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額(育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額) 及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(以下「スタッフ職勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準(以下「スタッフ職勤勉手当支給割合」という。)により計算した額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合(以下「スタッフ職勤勉手当支給期間割合」という。)を乗じて得た額とする。
- 3 第 21 条第 3 項各号に掲げる職にある職員については、前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する合計額に、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸の月額(育児短時間勤務職員にあっては、本俸の月額を算出率で除して得た額) 及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を前項のスタッフ職勤勉手当基礎額とする。
- 4 第 21 条第 4 項及び第 5 項の規定は、スタッフ職勤勉手当の支給について準用する。
- 5 スタッフ職勤勉手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(在宅勤務等手当)

第 23 条の 2 就業規則第 19 条の 2 に基づき、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間及び勤務しないことにつき特に承認があった時間を除く。)の全部を勤務することを、3 箇月以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000 円とする。
- 3 在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

(欠勤者の給与)

第 24 条 職員が欠勤した場合には、次の各号により給与を支給する場合を除くほか、その欠勤日数を基礎として日割りによって計算した額を給与額から減じて支給する。

- (1) 年次休暇、特別休暇、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下次条において同じ。）による負傷若しくは疾病による病気休暇の場合は、全期間について給与の全額を支給する。
- (2) 前号に規定する以外の負傷又は疾病による病気休暇であって医師の証明に基づく 90 日以内の期間については、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当のそれぞれ全額を支給する。

(休職者の給与)

第 25 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命ぜられた場合には、その休職の全期間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、満 2 年に達するまでは本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 3 職員が前 2 項以外の負傷又は疾病により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、満 1 年に達するまでは、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本俸、扶養手当、特別都市手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 職員が前各項に規定する理由以外の理由により休職を命ぜられた場合には、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤勉手当及びスタッフ職勤勉手当のそれぞれ全部又は一部を支給することができる。
- 6 休職にされた職員には前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者等の給与)

第 26 条 育児休業規程により育児休業又は育児短時間勤務若しくは育児時間を取得する職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業規程第 2 条第 1 項の規定に基づき育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項に規定するそれぞれの基

準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間を含む。ただし、独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当支給細則第2条第1項第2号又は第4号若しくは同細則第3条第1項第2号又は第4号に掲げる職員として在職した期間を除く。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を理事長が別に定めるところにより支給する。

- (2) 育児短時間勤務職員の場合 その者の本俸に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。職務手当の支給についても同様とする。
  - (3) 育児休業規程第23条第1項の規定に基づき育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第30条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第12条第1項又は第13条第1項に該当する職員にあつては、勤務1時間当たりの給与額を算出するにあたり、職務手当は算入しないものとする。
- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
  - 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（自己啓発等休業者の給与）

第27条 独立行政法人農林漁業信用基金職員自己啓発等休業規程第3条第3項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（介護休暇者の給与）

第28条 就業規則第35条の規定に基づき介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第30条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第12条第1項又は第13条第1項に該当する職員にあつては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、職務手当は算入しないものとする。

- 2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものと

みなして、その者の号俸について必要な調整を行うことができる。

3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(長期職場離脱日の給与)

第29条 就業規則第41条の2の規定に基づき、長期職場離脱を命ぜられた場合の職場離脱の日の給与は、その給与の全額を支給する。

(自宅待機期間の給与)

第29条の2 就業規則第41条の3の規定に基づき、自宅待機を命ぜられた場合のその期間の給与は、その給与の全額を支給する。

(給与の減額)

第30条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の非常時払い)

第31条 職員が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常時の場合の費用に充てるため給与の支払いを請求した場合には、請求の日までの分を日割りによって計算し支払うことができる。

(施行細則)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

別表第一 一般職月額表(第5条関係) 本俸月額表

(単位:円)

| 等級<br>身位 | 1等級     | 2等級     | 3等級     | 4等級     | 5等級     | 6等級     |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1        | 421,500 | 346,100 | 292,400 | 272,500 | 240,600 | 204,700 |
| 2        | 423,900 | 348,700 | 294,300 | 273,400 | 241,600 | 205,700 |
| 3        | 426,300 | 351,100 | 296,200 | 274,400 | 242,600 | 208,600 |
| 4        | 428,900 | 353,500 | 297,900 | 275,500 | 243,600 | 210,400 |
| 5        | 431,500 | 355,500 | 299,700 | 276,500 | 244,600 | 212,800 |
| 6        | 434,200 | 358,100 | 301,400 | 277,500 | 245,600 | 215,100 |
| 7        | 437,000 | 360,500 | 303,700 | 278,500 | 246,600 | 217,900 |
| 8        | 439,300 | 363,000 | 305,400 | 279,500 | 247,600 | 219,900 |
| 9        | 441,700 | 365,400 | 307,400 | 280,500 | 248,600 | 222,000 |
| 10       | 444,400 | 367,800 | 308,900 | 281,500 | 249,600 | 224,000 |
| 11       | 447,100 | 369,900 | 310,600 | 282,500 | 250,600 | 225,200 |
| 12       | 449,600 | 372,400 | 312,500 | 283,500 | 251,600 | 228,100 |
| 13       | 452,200 | 374,500 | 314,000 | 284,500 | 252,600 | 229,800 |
| 14       | 454,800 | 376,600 | 316,100 | 285,500 | 253,400 | 231,700 |
| 15       | 457,500 | 378,900 | 318,200 | 286,500 | 254,200 | 233,600 |
| 16       | 459,900 | 381,000 | 320,200 | 287,500 | 254,900 | 235,300 |
| 17       | 462,500 | 382,900 | 322,000 | 288,500 | 255,600 | 236,800 |
| 18       | 465,100 | 385,100 | 323,500 | 289,700 | 256,200 | 237,000 |
| 19       | 467,700 | 387,400 | 325,400 | 291,300 | 256,800 | 237,200 |
| 20       | 470,200 | 389,900 | 327,300 | 292,900 | 257,500 | 237,600 |
| 21       | 472,600 | 392,300 | 329,400 | 293,900 | 258,200 | 237,900 |
| 22       | 474,700 | 394,800 | 331,100 | 295,200 | 258,900 | 239,100 |
| 23       | 476,900 | 397,100 | 332,900 | 296,300 | 259,500 | 240,400 |
| 24       | 479,300 | 399,500 | 334,800 | 297,600 | 260,100 | 241,700 |
| 25       | 481,700 | 401,800 | 336,200 | 298,600 | 260,700 | 242,200 |
| 26       | 484,100 | 404,000 | 338,000 | 299,600 | 261,300 | 242,900 |
| 27       | 486,600 | 406,200 | 339,400 | 300,900 | 261,900 | 243,900 |
| 28       | 489,100 | 408,400 | 341,600 | 302,000 | 262,500 | 245,100 |
| 29       | 491,600 | 410,700 | 343,700 | 303,100 | 263,100 | 246,500 |
| 30       | 494,100 | 412,900 | 345,700 | 304,100 | 263,700 | 247,700 |
| 31       | 496,500 | 414,900 | 347,300 | 305,500 | 264,300 | 248,500 |
| 32       | 498,900 | 417,000 | 349,000 | 306,400 | 264,800 | 249,800 |
| 33       | 500,800 | 419,100 | 350,800 | 307,700 | 265,500 | 251,400 |
| 34       | 503,200 | 421,100 | 352,400 | 309,100 | 266,200 | 252,600 |
| 35       | 505,600 | 423,200 | 354,500 | 310,500 | 266,900 | 253,900 |
| 36       | 508,000 | 424,900 | 356,200 | 312,100 | 267,600 | 255,100 |
| 37       | 510,400 | 427,000 | 357,600 | 313,400 | 268,600 | 255,500 |
| 38       | 512,600 | 428,700 | 359,600 | 314,800 | 269,600 | 255,900 |
| 39       | 514,500 | 431,000 | 361,500 | 316,300 | 270,300 | 256,700 |
| 40       | 516,300 | 432,800 | 363,600 | 317,300 | 271,700 | 257,500 |
| 41       | 518,200 | 435,000 | 365,700 | 319,000 | 272,700 | 258,100 |
| 42       | 520,100 | 437,100 | 367,700 | 320,700 | 274,300 | 259,200 |
| 43       | 522,000 | 439,100 | 369,800 | 322,000 | 275,400 | 260,000 |
| 44       | 523,900 | 440,800 | 371,800 | 323,500 | 276,400 | 260,600 |
| 45       | 525,900 | 443,000 | 373,700 | 325,100 | 277,500 | 261,400 |
| 46       | 527,700 | 445,000 | 375,700 | 326,500 | 279,000 | 262,300 |
| 47       | 529,500 | 447,000 | 377,600 | 328,100 | 280,200 | 263,300 |
| 48       | 531,300 | 448,800 | 379,600 | 329,700 | 281,600 | 264,300 |
| 49       | 533,100 | 450,800 | 381,300 | 331,400 | 283,200 | 265,900 |
| 50       | 534,800 | 452,800 | 383,200 | 333,200 | 284,800 | 266,400 |
| 51       | 536,600 | 454,900 | 384,800 | 334,900 | 286,200 | 267,500 |
| 52       | 538,200 | 456,900 | 386,700 | 336,700 | 287,700 | 268,500 |
| 53       | 539,800 | 459,000 | 388,600 | 338,600 | 289,200 | 269,500 |
| 54       | 541,400 | 461,000 | 390,000 | 340,300 | 290,700 | 270,500 |
| 55       | 542,900 | 463,100 | 391,900 | 342,000 | 292,300 | 271,200 |
| 56       | 544,500 | 464,600 | 393,400 | 343,700 | 293,700 | 271,600 |
| 57       | 546,100 | 466,600 | 395,200 | 345,200 | 295,000 | 272,700 |
| 58       | 547,700 | 468,600 | 397,100 | 346,800 | 296,100 | 273,300 |
| 59       | 549,300 | 470,600 | 398,900 | 348,400 | 297,300 | 273,700 |
| 60       | 550,800 | 472,600 | 400,500 | 349,700 | 298,700 | 274,800 |
| 61       | 552,300 | 474,400 | 402,100 | 350,700 | 299,500 | 275,900 |
| 62       | 553,900 | 476,200 | 404,100 | 352,100 | 300,800 | 276,000 |
| 63       | 555,500 | 478,000 | 406,100 | 353,200 | 302,200 | 276,800 |
| 64       | 557,100 | 479,800 | 408,100 | 354,600 | 303,500 | 277,400 |
| 65       | 558,800 | 481,600 | 410,100 | 355,500 | 304,700 | 278,300 |
| 66       |         | 483,300 | 411,900 | 357,000 | 305,800 | 278,900 |
| 67       |         | 485,000 | 413,800 | 358,400 | 306,900 | 279,300 |
| 68       |         | 486,600 | 415,300 | 359,500 | 307,800 | 279,400 |
| 69       |         | 488,200 | 417,100 | 361,000 | 308,600 | 279,800 |
| 70       |         | 489,800 | 418,900 | 362,500 | 309,500 | 280,100 |
| 71       |         | 491,200 | 420,600 | 364,000 | 310,400 | 280,500 |
| 72       |         | 492,700 | 422,400 | 365,400 | 311,300 | 281,100 |
| 73       |         | 493,900 | 424,000 | 366,800 | 312,100 | 281,300 |
| 74       |         | 495,200 | 425,600 | 368,300 | 312,800 | 281,400 |
| 75       |         | 496,600 | 427,300 | 369,500 | 313,400 | 281,600 |
| 76       |         | 497,900 | 428,800 | 370,800 | 313,800 | 281,700 |
| 77       |         | 499,200 | 430,300 | 372,300 | 314,200 | 282,100 |
| 78       |         | 500,400 | 431,700 | 373,800 | 314,600 | 282,600 |
| 79       |         | 501,600 | 433,100 | 375,100 | 315,000 | 283,000 |
| 80       |         | 502,800 | 434,400 | 376,600 | 315,400 | 283,500 |
| 81       |         | 503,900 | 435,600 | 377,900 |         |         |
| 82       |         | 504,900 | 436,800 | 379,200 |         |         |
| 83       |         | 505,900 | 437,900 | 380,400 |         |         |
| 84       |         | 506,900 | 439,000 | 381,200 |         |         |
| 85       |         | 507,900 | 440,100 | 382,200 |         |         |
| 86       |         | 508,800 | 441,200 | 383,100 |         |         |
| 87       |         | 509,700 | 442,200 | 384,000 |         |         |
| 88       |         | 510,600 | 443,200 | 384,800 |         |         |
| 89       |         | 511,300 | 444,100 | 385,500 |         |         |
| 90       |         | 512,000 | 445,000 | 386,100 |         |         |
| 91       |         | 512,300 | 445,800 | 386,600 |         |         |
| 92       |         | 512,600 | 446,700 | 387,100 |         |         |
| 93       |         | 512,900 | 447,500 | 387,500 |         |         |
| 94       |         | 513,200 | 448,300 | 387,800 |         |         |
| 95       |         | 513,400 | 449,000 | 387,900 |         |         |
| 96       |         |         | 449,700 |         |         |         |
| 97       |         |         | 450,300 |         |         |         |
| 98       |         |         | 450,600 |         |         |         |
| 99       |         |         | 450,900 |         |         |         |
| 100      |         |         | 451,200 |         |         |         |
| 101      |         |         | 451,500 |         |         |         |
| 102      |         |         | 451,800 |         |         |         |
| 103      |         |         | 452,100 |         |         |         |
| 104      |         |         | 452,400 |         |         |         |
| 105      |         |         | 452,700 |         |         |         |
| 106      |         |         | 453,000 |         |         |         |
| 107      |         |         | 453,300 |         |         |         |
| 108      |         |         | 453,600 |         |         |         |
| 109      |         |         | 453,800 |         |         |         |
| 再雇用職員    | 352,600 | 285,100 | 248,700 | 231,500 | 195,200 |         |

備考: 総括調整役

564,400 円とする。

別表第二 スタッフ職月額表(第5条関係)

(単位:円)

| 等級<br>号俸 | 1 等級    | 2 等級    | 3 等級    |
|----------|---------|---------|---------|
| 1        | 484,600 | 432,000 | 360,700 |
| 2        | 490,200 | 436,500 | 362,400 |
| 3        | 495,600 | 440,900 | 363,900 |
| 4        | 500,900 | 445,100 | 365,400 |
| 5        | 506,300 | 449,000 | 366,500 |
| 6        | 511,600 | 452,500 | 367,900 |
| 7        | 516,800 | 456,300 | 369,400 |
| 8        | 521,200 | 460,100 | 370,700 |
| 9        | 524,400 | 463,500 | 372,400 |
| 10       | 527,100 | 467,700 | 373,900 |
| 11       | 529,900 | 471,700 | 375,300 |
| 12       | 532,300 | 475,700 | 376,700 |
| 13       | 534,500 | 479,400 | 378,400 |
| 14       | 536,400 | 482,300 | 380,100 |
| 15       | 538,200 | 485,600 | 381,800 |
| 16       | 540,000 | 488,800 | 383,700 |
| 17       | 541,500 | 491,800 | 385,200 |
| 18       | 543,100 | 494,700 | 386,800 |
| 19       | 544,700 | 497,200 | 388,400 |
| 20       | 546,000 | 499,600 | 389,800 |
| 21       | 547,300 | 501,700 | 391,300 |
| 22       | 548,600 | 503,700 | 392,500 |
| 23       | 549,800 | 505,500 | 394,000 |
| 24       | 551,100 | 507,100 | 395,900 |
| 25       | 552,400 | 508,600 | 397,200 |
| 26       | 553,700 | 510,100 | 399,100 |
| 27       | 555,000 | 511,600 | 400,800 |
| 28       | 556,300 | 513,100 | 402,600 |
| 29       | 557,500 | 514,600 | 404,500 |
| 30       | 558,800 | 516,100 | 406,300 |
| 31       |         | 517,600 | 408,100 |
| 32       |         | 519,000 | 409,600 |
| 33       |         | 520,500 | 411,000 |
| 34       |         | 522,000 | 412,500 |
| 35       |         | 523,500 | 413,900 |
| 36       |         | 525,000 | 415,200 |
| 37       |         | 526,500 | 416,500 |
| 38       |         | 528,000 | 418,000 |
| 39       |         | 529,500 | 419,500 |
| 40       |         | 531,000 | 420,900 |
| 41       |         | 532,500 | 422,300 |
| 42       |         | 534,000 | 423,600 |
| 43       |         | 535,400 | 425,000 |
| 44       |         | 536,900 | 426,300 |
| 45       |         | 538,400 | 427,600 |
| 46       |         | 539,900 | 428,800 |
| 47       |         | 541,400 | 430,100 |
| 48       |         | 542,900 | 431,300 |
| 49       |         | 544,400 | 432,500 |
| 50       |         | 545,900 | 433,600 |
| 51       |         | 547,400 | 434,600 |
| 52       |         | 548,900 | 435,600 |
| 53       |         | 550,400 | 436,600 |
| 54       |         | 551,900 | 437,600 |
| 55       |         | 553,400 | 438,500 |
| 56       |         | 554,900 | 439,400 |
| 57       |         | 556,400 | 440,200 |
| 58       |         | 557,900 | 441,000 |
| 59       |         | 559,400 | 441,600 |
| 60       |         | 560,700 | 442,300 |
| 61       |         | 562,200 | 442,900 |
| 62       |         | 563,500 | 443,500 |
| 63       |         | 565,000 | 443,900 |
| 64       |         | 566,400 | 444,400 |
| 65       |         | 567,900 | 444,800 |
| 66       |         |         | 445,200 |
| 67       |         |         | 445,500 |
| 68       |         |         | 445,700 |
| 69       |         |         | 446,000 |
| 70       |         |         | 446,300 |
| 71       |         |         | 446,600 |
| 72       |         |         | 446,900 |
| 73       |         |         | 447,200 |
| 74       |         |         | 447,500 |
| 75       |         |         | 447,700 |
| 76       |         |         | 448,000 |
| 77       |         |         | 448,300 |

別表第三 期末手当支給割合（第 20 条及び第 21 条関係）

| 区 分             | 支 給 率    |                 |         |
|-----------------|----------|-----------------|---------|
|                 | 特定幹部職員   | 特定幹部職員以外<br>の職員 | 再雇用職員   |
| 6月30日に支給する期末手当  | 100分の105 | 100分の125        | 100分の70 |
| 12月10日に支給する期末手当 | 100分の105 | 100分の125        | 100分の70 |

別表第四 期末手当支給期間割合（第 20 条及び第 21 条関係）

| 在 職 期 間       | 割 合      |
|---------------|----------|
| 6 箇月          | 100分の100 |
| 5 箇月以上 6 箇月未満 | 100分の 80 |
| 3 箇月以上 5 箇月未満 | 100分の 60 |
| 3 箇月未満        | 100分の 30 |

## 附 則

- 1 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（職務の等級が 2 等級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 本俸月額 当該特定職員の本俸月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（以下この項において「本俸月額減額基礎額」という。）
  - 二 スタッフ職職務手当 当該特定職員のスタッフ職調整手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
  - 三 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
  - 四 一般職期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 20 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（第 20 条第 2 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される一般職期末手当に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される一般職期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
  - 五 スタッフ職期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 21 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額）に、当該特定職員に支給されるスタッフ職期末手当に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給されるスタッフ職期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
  - 六 一般職勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額（第 22 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（第 22 条第 2 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 22 条第 2 項に規定する一般職勤勉手当期別支給割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（同条第 3 項において準用する第 20 条第 3 項の

規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本俸月額減額基礎額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第 22 条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額）

七 スタッフ職勤労手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれらに対する特別都市手当の合計額（第 23 条第 3 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する割合を乗じて得た額にあっては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第 23 条第 3 項に規定する一般職勤労手当期別支給割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（同条第 3 項において準用する第 21 条第 2 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本俸月額減額基礎額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第 23 条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額）

八 第 25 条第 1 項から第 5 項まで規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第 25 条第 1 項 前各号に定める額

ロ 第 25 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 25 条第 4 項 第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 23 条第 5 項 第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

2 附則第 1 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 30 条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第 19 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額を減じた額とする。

3 第 24 条 2 号の規定にかかわらず、就業規則第 36 条第 3 項及び第 4 項に定める職員の負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、本俸の半額を減ずる。なお、本俸を算定基礎とする特別都市手当、一般職期末手当及びスタッフ職期末手当並びに一般職勤労手当及びスタッフ職勤労手当については、半減後の本俸を基礎とする。

附 則（平成 15 年 10 月 1 日 独信基(101)平成 15 年第 35 号）

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金設立の際、農林漁業信用基金（以下「旧法人」という。）の職員であった者で、引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者の第 7 条第 1 項及び第 18 条第 3 項の在職期間の算定については、旧法人の職員であった期間を独立行政法人農林漁業信用基金の在職した期間とみなす。
- 3 平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に、この規程の給与の額について改正された場合は、平成 15 年 9 月 30 日以前に旧法人に在職していた職員の給与の額についても旧法人の職員給与規程の従前の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたとみなされた給与の額と同日以前に支払われた給与の額との差額を調整するものとする。
- 4 第 2 項に規定する職員のうち、平成 11 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）前から引き続き在職する職員のうち、基準日において 55 歳（以下「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において 58 歳を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。
- 5 基準日前から引き続き在職する職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日において 49 歳を超え、55 歳を超えていない職員については、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして、改正後の規程第 6 条第 4 項の本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、次の各号に掲げる基準日における年齢の区分に応じて、当該各号に掲げる回数に限り昇給をさせることができる。

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| (1) 基準日において 53 歳を超えている者          | 3 回 |
| (2) 基準日において 50 歳を超え、53 歳を超えていない者 | 2 回 |
| (3) 基準日において 49 歳を超え、50 歳を超えていない者 | 1 回 |

基準日以降に新たに職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

附 則（平成 15 年 12 月 1 日 独信基(101)平成 15 年第 217 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。  
（職務の級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え等）
- 2 この規程の施行日の前日において本俸月額表に定める職務の級における最高の号俸を超える本俸月額を受けていた職員の施行日における本俸月額（本俸月額及びこれを受け期間に通算されることとなる期間）は、理事長が別に定める。

(職員が受けていた本俸月額的基础)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた本俸月額は、改正前の独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額の算定は、平成 15 年 4 月 1 日（その後、新たに職員となった者については、その職員となった日又はその属する月）において、職員が受けるべき改正前の基準内給与（本俸、扶養手当及び職務手当）の月額から、改正後におけるこれらの給与の月額を減じて得た額に、同年 10 月からこの規程の施行日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則（平成 16 年 12 月 6 日 独信基(101)平成 16 年第 552 号)

この規程は、平成 16 年 12 月 6 日から適用する。

附 則（平成 17 年 12 月 1 日 独信基(602)平成 17 年第 264 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程第 18 条第 3 項から第 8 項までの規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 17 年 4 月 1 日（同年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者については、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - (2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 独信基(602)平成 17 年第 360 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
（号俸の切替え）
- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において第 5 条別表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、国家公務員の例に準じて、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて理事長が別に定めるところによる。  
なお、職務の級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え、切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸についても国家公務員の例に準じて理事長が別に定めるところによる。  
（本俸の切替えに伴う経過措置）
- 3 切替日の前日から引き続き第 5 条別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額（平成 24 年 4 月 1 日において職員である者にあつては、当該本俸月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。
- 4 前項の規定による本俸を支給される職員に関する第 13 条第 1 項、第 19 条、第 20 条第 2 項、同条第 3 項、第 21 条第 2 項、同条第 3 項、第 22 条第 2 項、同条第 3 項、第 23 条第 2 項及び第 3 項中「本俸の月額」とあるのは、「本俸月額と平成 18 年改正規程附則第 3 項の規定による本俸の額との合計額」とする。

附 則（平成 18 年 5 月 31 日 独信基(602)平成 18 年第 59 号）

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 独信基(602)平成 18 年第 337 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
（本俸月額表の適用除外）
- 2 施行日の前日から引き続き第 5 条第 1 項別表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が改正後の規程第 5 条第 1 項別表においてその者の属する職務の等級における最高の号俸を超えることとなる職員には、改正後の規程第 5 条第 1 項別表にかかわらず施行日の前日において受けていた職務の等級及び号俸に基づく額を本俸として支給する。  
（職務手当の定額化に関する特例措置）
- 3 施行日の前日から引き続き在職する調査役の第 11 条第 2 項第 3 号の職務手当の月額は

92,700円とする。

(職務の切替えに伴う経過措置)

- 4 改正後の規程第11条第2項及び前項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた職務手当の額(以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を職務手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 5 改正後の規程第11条第2項及び附則第3項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた経過措置基準額を超えることとなる職員の職務手当の額は、第11条の規定にかかわらず第11条の規定の額から当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)を控除した額とする。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 6 施行日の前日から引き続き第18条第2項及び第19条第2項の適用を受ける総括調整役にあつては、改正後の規程第18条第2項及び第19条第2項中、「100分の23」とあるのは「100分の16」と読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成19年12月17日 独信基(602)平成19年第249号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。  
(職務手当の変更に関する特例措置)
- 2 平成19年12月31日以前に農業第一部次長、農業第二部次長、農業経営改善融資室長及び林業部審議役として在職し、平成20年1月1日に調査役として在職する職員の第11条第1項第3号の職務手当の月額額は100,000円とする。
- 3 平成19年3月31日以前から引き続き在職する調査役の第11条第1項第5号の職務手当の月額額は90,000円とする。

(職務の切替えに伴う経過措置)

4 改正後の規程第 11 条第 1 項並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた職務手当の額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を職務手当として支給する。

- (1) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

5 改正後の規程第 11 条第 1 項並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に適用されていた経過措置基準額を超えることとなる職員の職務手当の額は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず第 11 条第 1 項の規定の額から当該職務手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を控除した額とする。

- (1) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 独信基(602)平成 19 年第 363 号）  
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 9 日 独信基(602)平成 20 年第 202 号）  
この規程は、平成 20 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日 独信基 602 平成 20 年度第 10089 号）  
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日 独信基 602 平成 21 年度第 14 号）  
この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 15 日 独信基 602 平成 21 年度第 50 号）  
この規程は、平成 21 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日 独信基 602 平成 21 年度第 119 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。  
（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 21 年 12 月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 25 条第 2 項から第 5 項までの規定並びに平成 21 年 12 月 1 日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - (1) 平成 21 年 12 月 1 日において減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）にあっては、平成 21 年 4 月 1 日（平成 21 年 4 月 2 日から平成 21 年 11 月 30 日までの間に国等から引き続き職員となった者にあつては採用された日）において、当該職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数（同年 4 月から同年 11 月 30 日までの期間に本俸を支払われなかった期間がある職員（国等から引き続き職員となった者を除く。）にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

（別表）

| 俸給表    | 等級   | 号俸             |
|--------|------|----------------|
| 一般職月額表 | 6 等級 | 1 号俸から 37 号俸まで |
|        | 5 等級 | 1 号俸から 18 号俸まで |

- (2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された（国等から引き続き職員となった者にあつては同日に採用されていたとすれば支給された）期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じた額

附 則（平成 22 年 3 月 31 日 独信基 602 平成 21 年度第 192 号）

この規程は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日 独信基 602 平成 22 年度第 71 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。  
（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成 22 年 12 月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 25 条第 2 項から第 5 項までの規定並びに平成 22 年 12 月 1 日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 12 月 1 日において減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）にあっては、平成 22 年 4 月 1 日（平成 21 年 4 月 2 日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に国等から引き続き職員となった者にあつては採用された日）において、当該職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から同年 11 月までの月数（同年 4 月から同年 11 月 30 日までの期間に本俸を支払われなかった期間がある職員（国等から引き続き職員となった者を除く。）にあっては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

(別表)

| 本俸月額表    | 等級   | 号俸             |
|----------|------|----------------|
| 一般職月額表   | 6 等級 | 全号俸            |
|          | 5 等級 | 全号俸            |
|          | 4 等級 | 1 号俸から 60 号俸まで |
|          | 3 等級 | 1 号俸から 36 号俸まで |
| スタッフ職月額表 | 3 等級 | 1 号俸から 5 号俸    |

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された（国等から引き続き職員となった者にあつては同日に採用されていたとすれば支給された）期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じた額

附 則（平成 23 年 3 月 22 日 独信基 602 平成 22 年度第 102 号）

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整)

第 2 条 平成 23 年 4 月 1 日（以下、この条において「調整日」という。）において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日（以下、この条において「基準日」という。）において第 7 条第 1 項から第 5 項までの規定により昇給した職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった職

員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成23年9月30日 独信基602平成23年度第75号）  
この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 独信基602平成23年度第156号）  
（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成24年6月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第20条第2項及び第3項、第21条第2項及び第3項並びに第25条第2項から第5項までの規定並びに平成24年4月1日改正後の独立行政法人農林漁業信用基金職員期末手当及び勤勉手当細則の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から翌年3月31日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。同月2日から翌年3月31日までの間に減額改定対象職員（適用される職務の等級がそれぞれ次の表の職務の等級及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。以下同じ。）となった者にあつては、減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けた本俸、扶養手当、一般職職務手当、スタッフ職職務手当、特別都市手当及び住居手当の月額（独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月から翌年3月までの月数（同年4月1日から翌年3月31日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を減じた月数）を乗じて得た額

(別表)

| 本俸月額表    | 等級  | 号俸          |
|----------|-----|-------------|
| 一般職月額表   | 6等級 | 1号俸から80号俸まで |
|          | 5等級 | 1号俸から56号俸まで |
|          | 4等級 | 1号俸から62号俸まで |
|          | 3等級 | 1号俸から48号俸まで |
|          | 2等級 | 1号俸から35号俸まで |
| スタッフ職月額表 | 3等級 | 1号俸から19号俸まで |
|          | 2等級 | 1号俸から4号俸まで  |

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額並びに平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成24年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日(以下、この項において「基準日」という。)において第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 4 平成25年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日(以下、この項において「基準日」という。)における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第7条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において理事長が別

に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成 24 年 4 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日（以下、この項において「基準日」という。）における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員並びに基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者のうち第 7 条の規定による号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとした職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（同日において特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

（独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程の特例）

- 6 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第 5 条別表の適用を受ける職員に対する本俸月額（平成 18 年改正規程附則第 3 項の規定による本俸を含む。）の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（別表）

| 本俸月額表    | 等級等          | 割合          |
|----------|--------------|-------------|
| 一般職月額表   | 総括調整役・1・2 等級 | 100 分の 9.77 |
|          | 3・4 等級       | 100 分の 7.77 |
|          | 5・6 等級・再雇用   | 100 分の 4.77 |
| スタッフ職月額表 | 1・2 等級       | 100 分の 9.77 |
|          | 3 等級         | 100 分の 7.77 |

- 7 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 一般職職務手当 当該職員の一般職職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2) スタッフ職職務手当 当該職員の本俸月額に対するスタッフ職職務手当の本俸月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (3) 特別都市手当 当該職員の本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の一般職職務手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (4) 一般職期末手当 当該職員が受けるべき一般職期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (5) スタッフ職期末手当 当該職員が受けるべきスタッフ職期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

- (6) 一般職勤勉手当 当該職員が受けるべき一般職勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (7) スタッフ職勤勉手当 当該職員が受けるべきスタッフ職勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (8) 第25条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
    - イ 第25条第1項 前項及び前各号に定める額
    - ロ 第25条第2項又は第3項 前項及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ハ 第25条第4項 前項及び第3号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ニ 第25条第5項 前項及び第3号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与の全部又は一部
- 8 特例期間においては、第18条、第26条、第28条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する特別都市手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 9 特例期間においては、独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項の規定の適用を受ける職員に対する第6項、第7項第2号から第8号まで並びに第8項の規定の適用については、第6項中「本俸月額に、」とあるのは「本俸月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第7項第2号中「スタッフ職職務手当の本俸月額」とあるのは「スタッフ職職務手当の本俸月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額及びスタッフ職職務手当の本俸に対する特別都市手当の月額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「一般職期末手当の額」とあるのは「一般職期末手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「スタッフ職期末手当の額」とあるのは「スタッフ職期末手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「一般職勤勉手当の額」とあるのは「一般職勤勉手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「スタ

「スタッフ職勤勉手当の額」とあるのは「スタッフ職勤勉手当の額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第1項第7号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項及び第3号から第5号まで」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号から第5号まで」と、同号ハ中「前項及び第3号」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号」と、同号ニ中「前項及び第3号から第5号まで」とあるのは「第9項の規定により読み替えられた前項及び第3号から第7号まで」と、第8項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から独立行政法人農林漁業信用基金職員給与規程附則第2項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

附 則（平成25年4月1日 独信基602平成24年度第103号）  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月1日 独信基602平成25年度第79号）  
この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日 独信基602平成25年度第104号）  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
なお、第14条の規定の適用は、平成25年4月1日とする。

- 附 則（平成26年12月1日 独信基602平成26年度第64号）  
（施行期日等）
- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。  
なお、第5条に規定する本俸月額表及び第17条の規定の適用は、平成26年4月1日とする。  
（給与の内払）
  - 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定の基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

- 附 則（平成27年4月1日 独信基602平成26年度第100号）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
（本俸月額の改定に伴う経過措置）
  - 2 施行日の前日から引き続き同一の本俸月額表の適用を受ける職員で、その者の受ける

本俸月額が同日に受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

- 3 施行日以降に新たに本俸月額表の適用を受けることとなった職員（国等の職員から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった者に限る）について、前項の規定による本俸を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本俸を支給する。
- 4 前 2 項の規定による本俸を支給される職員に関する第 13 条第 1 項、第 14 条第 2 項、第 19 条、第 20 条第 2 項、同条第 3 項、第 21 条第 2 項、同条第 3 項、第 22 条第 2 項、同条第 3 項、第 23 条第 2 項、同条第 3 項、第 24 条第 2 号、第 25 条第 2 項から第 5 項、第 26 条第 2 号、附則第 1 項から第 3 項中「本俸」とあるのは、「本俸と平成 27 年改正規程附則第 2 項の規定による本俸との合計額」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 25 日 独信基 602 平成 27 年度第 100 号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表及び第 14 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 4 月 20 日 独信基 602 平成 28 年度第 5 号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第 14 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 28 年 11 月 21 日 独信基 602 平成 28 年度第 66 号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 29 年 3 月 22 日 独信基 602 平成 28 年度第 107 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 32 年 3 月 31 までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間の扶養手当の月額、この規程による改正後の第 10 条第 3 項の規定にかかわらず次の別表によるものとし、職員に配偶者が不在の場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 29 年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円とする。

別表 (各年度における扶養手当の手当額)

| 第10条第2項 | 年度   |              | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  |
|---------|------|--------------|---------|---------|---------|
|         | 扶養親族 |              |         |         |         |
| 第1号     | 配偶者  | 1 等級職員等      | 10,000円 | 6,500円  | 3,500円  |
|         |      | 1 等級職員等以外の職員 | 10,000円 | 6,500円  | 6,500円  |
| 第2号     | 子    |              | 8,000円  | 10,000円 | 10,000円 |
| 第3号     | 父母等  | 1 等級職員等      | 6,500円  | 6,500円  | 6,500円  |
| 第4号     |      | 1 等級職員等以外の職員 | 6,500円  | 6,500円  | 6,500円  |
| 第5号     |      |              |         |         |         |
| 第6号     |      |              |         |         |         |

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の第 11 条第 1 項第 2 号の次に次の 2 号を加えて適用する。
- (3) 子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合 (前号に該当する場合を除く。)
- (4) 子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合 (第 1 号に該当する場合を除く。)

く。)

- 4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の第 11 条第 2 項ただし書の既定は、同条第 1 項第 3 号に掲げる事実が生じた場合における当該子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 5 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の第 11 条第 3 項第 5 号の次に次の 1 号を加えて適用することとし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、同項第 3 号及び第 4 号の規定は適用しない。  
(6) 扶養手当を受けている職員について、第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事実が生じた場合

附 則 (平成 29 年 12 月 8 日 独信基 602 平成 29 年度第 106 号)  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 27 日 独信基 602 平成 29 年度第 112 号)  
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。ただし、この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表は、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、附則第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整)

- 3 平成 30 年 4 月 1 日 (以下、この項において「調整日」という。)において 37 歳に満たない職員のうち、平成 27 年 1 月 1 日 (以下、この項において「基準日」という。)において第 7 条第 1 項から第 5 項までの規定により昇給した職員及び基準日から調整日の前日までの間に国等から引き続き独立行政法人農林漁業信用基金の職員となった職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成 30 年 9 月 28 日 独信基 602 平成 30 年度第 71 号)  
(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 3 日 独信基 602 平成 30 年度第 112 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。ただし、この規程による改正後の第 5 条に規定する本俸月額表は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 31 年 3 月 18 日 独信基 602 平成 30 年度第 179 号)

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 11 月 27 日 独信基 602 令和元年度第 206 号)

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和元年 11 月 27 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条第 1 項の一般職月額表は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 15 条の規定は、令和 2 年 4 月分以後の住居手当について適用し、同年 3 月分以前の住居手当については、なお従前の例による。
- 3 この規程の変更の施行の日前に改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和 2 年 9 月 25 日 独信基 601 令和 2 年度第 85 号)

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和 2 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の変更は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。  
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月に支給する一般職期末手当及びスタッフ職期末手当の額は、第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 21 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 24 条第 2 号並びに第 25 条

第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 特定幹部職員 107.5分の15
- (2) 特定幹部職員以外の職員 127.5分の15
- (3) 再雇用職員 72.5分の10

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程の変更は、令和4年11月22日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項の本俸月額表は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程の変更の施行の日前に改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

この規程の変更は、令和5年4月1日から実施する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程の変更は、令和5年11月28日から施行する。  
ただし、変更後の第5条第1項の本俸月額表（再雇用職員を除く。）は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規程による変更後の第5条第4項及び同条第5項の規定については、令和6年1月1日から適用する。
- 3 この規程による変更後の第14条第2項の規定については、令和5年4月1日から適用する。

（令和5年4月1日から同年12月31日までの間における再雇用職員の本俸月額表における特例措置）

- 4 令和5年4月1日から同年12月31日までの間における再雇用職員の本俸の月額は、この規程による変更前の別表第一の備考に定める額にかかわらず次の表のとおりとし、令和5年4月1日から適用する。

| 職員の区分        | 本俸の月額   |
|--------------|---------|
| 再雇用職員（短時間勤務） | 114,100 |
| 再雇用職員（常勤）    | 228,100 |

（経過措置）

- 5 第20条第1項に規定する基準日が令和5年12月1日である場合における同条第2項に規定する期末手当支給割合は、同項の規定にかかわらず、次表に定める割合とする。

| 区分              | 支給率      |             |         |
|-----------------|----------|-------------|---------|
|                 | 特定幹部職員   | 特定幹部職員以外の職員 | 再雇用職員   |
| 12月10日に支給する期末手当 | 100分の105 | 100分の125    | 100分の70 |

- 6 この規程の変更の施行の日前に変更前の規定に基づいて支給された給与は、変更後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程の変更は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程の変更は、令和7年1月6日から施行する。ただし、変更後の第5条第1項に規定する本俸月額表は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 第20条第1項に規定する基準日が令和6年12月1日である場合における同条第2項に規定する期末手当支給割合は、同項の規定にかかわらず、次表に定める割合とする。

| 区分              | 支給率        |             |            |
|-----------------|------------|-------------|------------|
|                 | 特定幹部職員     | 特定幹部職員以外の職員 | 再雇用職員      |
| 12月10日に支給する期末手当 | 100分の107.5 | 100分の127.5  | 100分の71.25 |

- 3 この規程の変更の施行の日前に変更前の規定に基づいて支給された給与は、変更後の規定による給与の内払とみなす。

扶 養 親 族 届

年 月 日 提出

|                                    |    |      |         |             |       |       |                                 |  |
|------------------------------------|----|------|---------|-------------|-------|-------|---------------------------------|--|
| 理事長<br>殿                           |    |      |         | 所属          |       | 職名    |                                 |  |
|                                    |    |      |         | 氏名          |       | 住所    |                                 |  |
| 職員給与規程第9条及び第10条の規定に基づき、次のとおり届出します。 |    |      |         |             |       |       | 左記のとおり認定する。<br><br>年 月 日<br>理事長 |  |
| (証明書 通添付)                          |    |      |         |             |       |       |                                 |  |
| 扶養親族の氏名                            | 続柄 | 生年月日 | 同居・別居の別 | 年取額<br>(職業) | 異動年月日 | 届出の事由 | 年 月 日 受理                        |  |
|                                    |    |      |         |             |       |       | 年 月 [から・まで] 支給                  |  |
|                                    |    |      |         |             |       |       | 子のうち、1人の額は<br>年 月 から[増額・減額] 改定  |  |
|                                    |    |      |         |             |       |       |                                 |  |
|                                    |    |      |         |             |       |       |                                 |  |
|                                    |    |      |         |             |       |       |                                 |  |

記入上の注意

1. 年取額欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得等の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入すること。
2. 異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合、それぞれの事実の生じた日を記入すること。
3. 届出の事由欄には、扶養手当の支給を受ける事実がなくなった事由(たとえば、満22歳以上、離婚、死亡等)をそれぞれ記入すること。
4. 配偶者や親族等の年取が130万円を超えると扶養親族に該当しないため、所得のある場合には証明書を添付すること。
5. 記入後は、電子メールに添付して提出すること。

